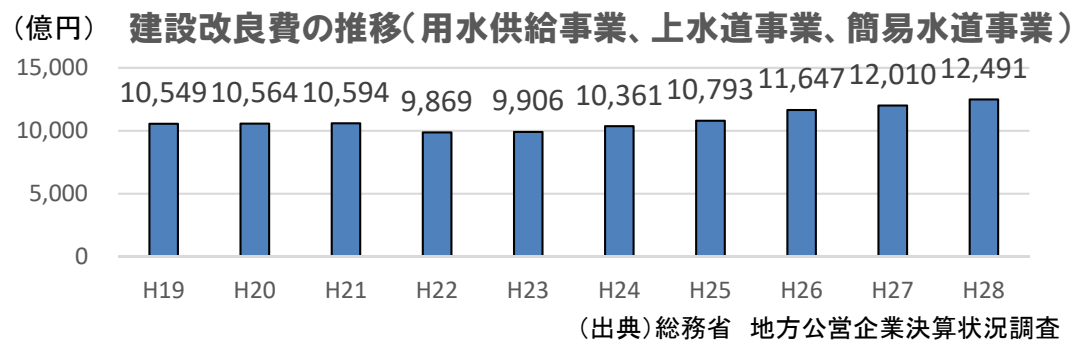
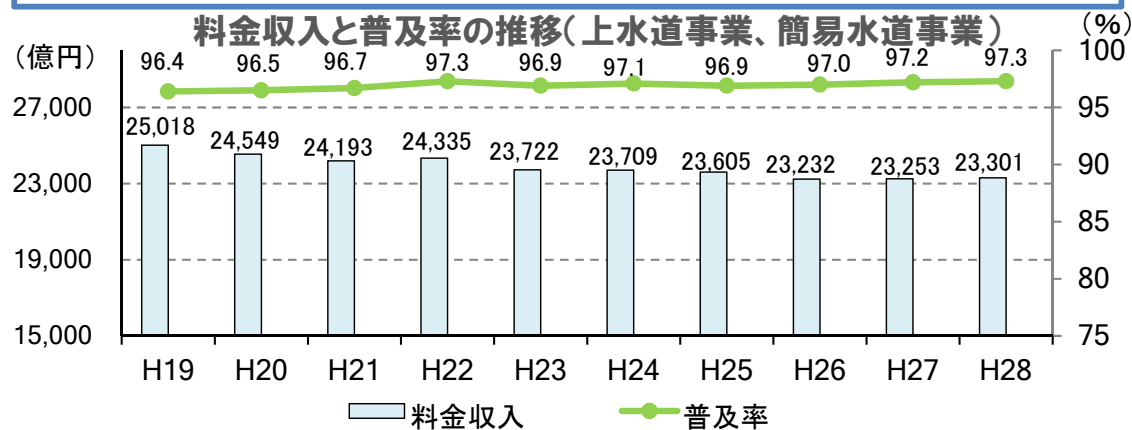


水道事業における広域化の取組

総務省自治財政局
公営企業経営室

水道事業の課題

- 普及率は**97.3%**(H28)。**ほぼ整備が完了**。
(最高は100%(東京都、愛知県、京都府、大阪府)、最低は84.5%(熊本県)(H28))
- 料金収入**は、新規利用者の増がほぼないことや人口減少などによって有収水量が減少し、**減少の一途**。今後、一層の減少が見込まれる。
- 全国的に施設等の更新時期が到来。**更新投資が増加**してきており、今後、一層の増加が見込まれる。



<水道事業における広域化の取組>

- 都道府県に対し、以下の項目を要請(28年2月)。
- ①平成28年度中に都道府県単位の広域化検討体制を構築
⇒45道府県(※)において広域化検討体制設置
(※)既に広域化を行った東京都及び香川県を除く
- ②平成30年度末までに検討を行い、検討結果を公表

「水道財政のあり方に関する研究会」の開催

【設置目的】

- 生活に不可欠なインフラである水道事業において、人口減少等による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大により、**経営環境が厳しさを増すなか、必要な更新投資の実施に伴い、中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくる**ことが懸念される。
- このため、各企業における**経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策**について検討する。

【委員】

氏名	所属
石井 晴夫(座長)	東洋大学 経営学部 教授
有田 仁志	福岡県 北九州市 上下水道局長
石井 尚徳	静岡県 東伊豆町 水道課長
石田 直美	日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
是澤 裕二	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課長
塩津 ゆりか	愛知大学 経済学部 准教授
関口 智	立教大学 経済学部 教授
西田 浩治	兵庫県 健康福祉部 生活衛生課長
星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部 教授
望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授

【開催実績】

- 平成30年1月から11月まで計6回開催。
- 平成30年12月に最終報告をとりまとめ、公表。

「水道財政のあり方に関する研究会」報告書(概要)(平成30年12月)

水道事業の現状と課題

1. 水道は住民生活に必要不可欠なライフライン
2. 経営環境が急速に悪化することが想定される
 - ・急速な人口減少に伴う有収水量(※)の大幅な減少と施設利用率の低下
 ≒2065年の需要水量はピーク時より約4割減少
 - ・老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大
 ≒H28年度の管路更新率は0.75%にとどまり、管路経年化率は14.8%となり上昇傾向
3. 専門人材の確保等の組織体制の強化も課題

※料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

持続的な経営を確保するための基本的な考え方

- 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を推進

＜適切なアセットマネジメントに基づく更新＞

中長期の視点に立った需要と供給体制の見通しを踏まえた上で、適切なアセットマネジメントによるトータルコストの縮減や更新需要の平準化を図り、着実な更新を行うこと

＜料金収入の確保＞

人口減少に伴う料金収入の大幅な減少が懸念される中、更新需要の増大も踏まえ、計画的な料金水準の見直しを行うこと

＜広域化、民間活用、ICTの利活用等の推進＞

中長期の収支均衡、収支改善を図るため、広域化、民間活用、ICTの利活用等に取り組むこと

今後の具体的な取組方策

1. 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要(広域化の効果)
 - ・経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる
 - ・経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる
- 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要

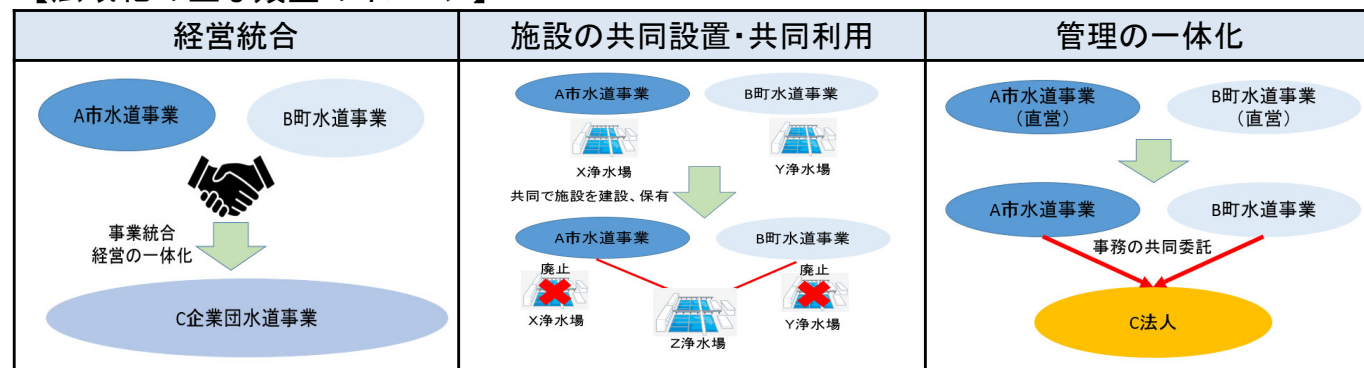
「広域化推進プラン」: 広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画

- 国においても、広域化に係る財政措置の拡充を検討すべき

2. 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

- 住民生活に必要不可欠なライフラインであり、大規模な資産を有する水道事業においては、中長期的な視点に立った適切な維持・更新が極めて重要
- 各団体において、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、その水準を引き上げる必要があり、国においても、対策を講じる必要
- すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、経営条件が厳しく、更新投資が進んでいない団体においても、着実な更新投資を進める必要
- 国においても、このような経営条件の厳しい団体における更新投資に係る財政措置について検討すべき

【広域化の主な類型のイメージ】



水道事業の持続的な経営の確保のための方針(平成31年1月25日付け公営企業3課室事務連絡)

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保のために、「水道財政のあり方に関する研究会」報告書を踏まえ、下記事項について積極的に取り組まれない。

今後の具体的な取組方策

1. 「水道広域化推進プラン」による広域化の推進

- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進すること。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果が最も期待できること。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果が期待できること。
- このため、各都道府県においては、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等を記載した「水道広域化推進プラン」を平成34年度末までに策定し、その取組を推進すること。また、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組むこと。

2. アセットマネジメントの充実

- 水道事業における大規模な事業用資産を将来にわたり適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、更新投資を着実に進めること。
- アセットマネジメントを実施していない団体においては、速やかに取組に着手するとともに、実施している団体においても、その水準を高めること。

3. 着実な更新投資の促進

- 水道は住民生活に必要なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進めること。
- このため、一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく、現状において更新投資が進んでいない団体においても着実な更新投資が実施されるよう、地方財政措置を拡充することとしており、これらの団体においても、適切に対応すること。

4. 料金収入の確保

- 資産の大量更新時期が到来する中、更新投資に要する経費が増大する一方、料金収入の大幅な減少が懸念されるため、経営戦略の策定等を通じ経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的に料金水準を改定すること。

5. 民間活用の推進

- 広域化と併せて、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用の取組も積極的に検討すること。

6. ICT、IoT等の先端技術の活用

- 既に、多くの水道事業において、浄水場等の集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されていること。
- 今後は、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集等についても、実証実験の結果を踏まえ、活用を検討すること。3

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

令和元年10月1日（ただし、3. ②は令和4年9月30日）

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的な取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、**都道府県**が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
令和4年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的な取組の内容**(想定される広域化の圏域とその方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組むことが重要**。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。
また、**水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

1 現状と将来見通し

ア 自然・社会的条件に関すること
水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること

イ 水道事業のサービスの質に関すること
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること

ウ 経営体制に関すること
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること

エ 施設等の状況に関すること
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること

オ 経営指標に関すること
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

(1) 現状

・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析

・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

(2) 将来見通し

・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定

・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映

・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映

2 広域化のシミュレーションと効果

(2) 広域化のシミュレーション

・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出

・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定

・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

(3) 経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列挙(例)

- ・水需給の不均衡
- ・災害への対応
- ・職員数の減少
- ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- ・老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少
- ・更新需要の増大
- ・経営状況の悪化

(1) 広域化パターンの設定

・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定

・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1) 広域化の推進方針

・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2) 当面の具体的取組内容及びスケジュール

・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載

・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(イメージ図)

(出典)厚生労働省資料

厚生労働省

基本方針(改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

<都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

都道府県の責務(改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

基本方針に基づき策定

水道基盤強化計画(改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等の間の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携の対象区域や連携等を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

圏域①

- ・構成自治体(A市・B市)
- ・連携内容(水道事業の統合等)
- ・施設整備内容(連絡管整備事業)

圏域②

- ・構成自治体(C市・D市)
- ・連携内容(管理システムの統合等)
- ・施設整備内容(システム整備事業)

...

圏域⑤

- ・構成自治体(X市・Y市)
- ・連携内容(浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容(浄水場整備事業)

意見

広域的連携等推進協議会(改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

水道広域化推進プラン

平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請。

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

水道事業者等

水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進

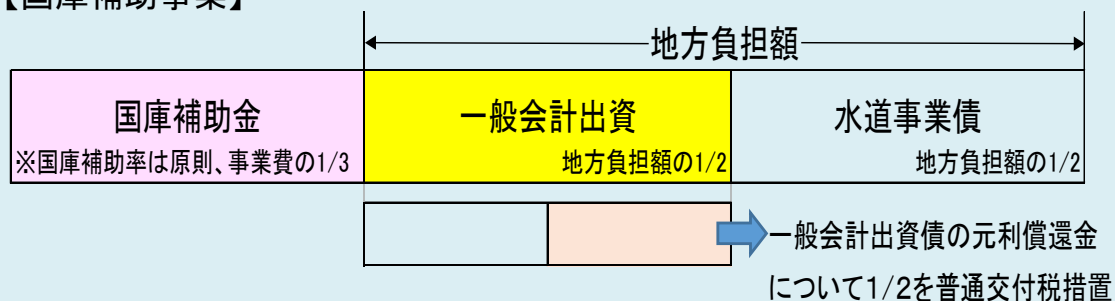
- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組 等
- ・収支見通しの作成及び公表

広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充

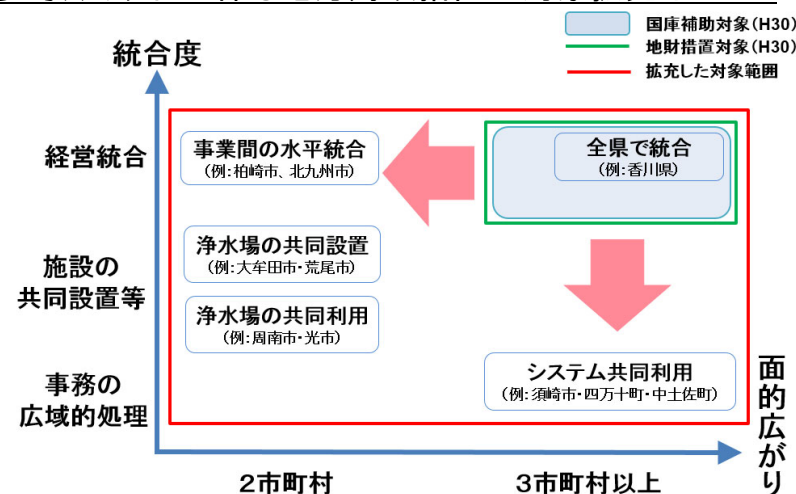
- 都道府県に対し、**令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定**するよう要請
(「「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知))
- 同プランに基づく**多様な広域化**を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の**地方単独事業**を対象に追加
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、**交付税措置率を50%から60%に拡充**

<～H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】



(参考) 広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ

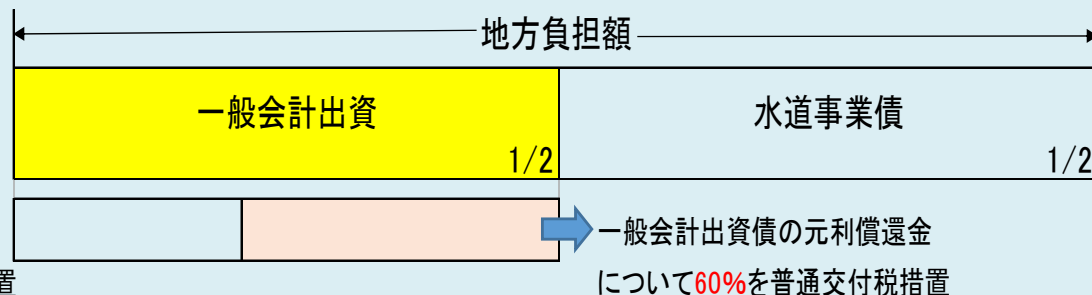


<R元～>

【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)



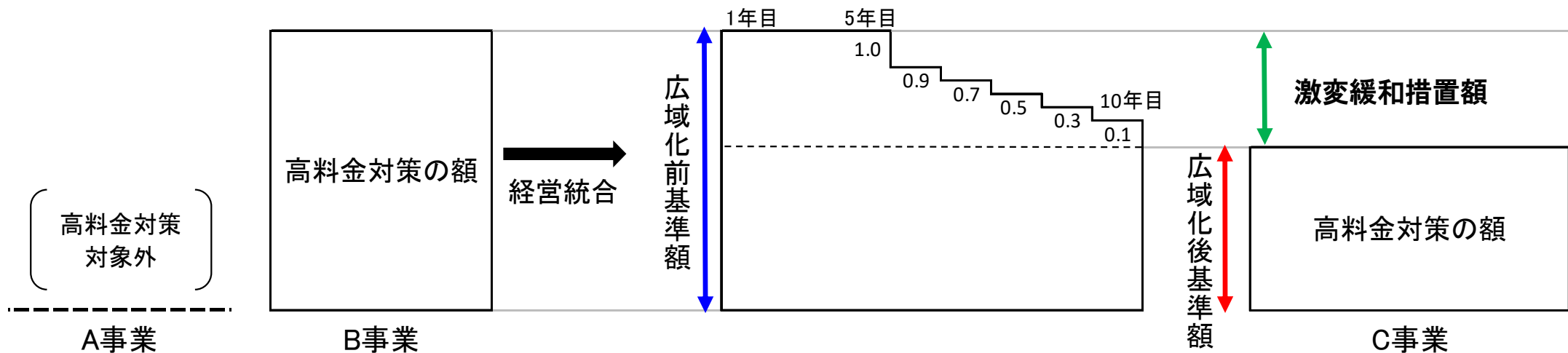
【地方単独事業】(新規)



広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置

【措置の概要】

水道事業が市町村の区域を超えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する場合があるため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を超えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。（6年目以降、段階的に縮減）



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]

1～5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1